

意匠審査基準（抜粋）

第 7 部 個別の意匠登録出願

第 4 章 画像を含む意匠

< 中略 >

74.5.3 創作非容易性

判断基準については、全体意匠に関しては第 2 部「意匠登録の要件」第 3 章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

なお、変化する画像についての意匠法第 3 条第 2 項の規定の適用についての判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様について当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の①、②の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第 3 条第 2 項の規定には該当しない。

①変化の前後を示す各画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるが、変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合

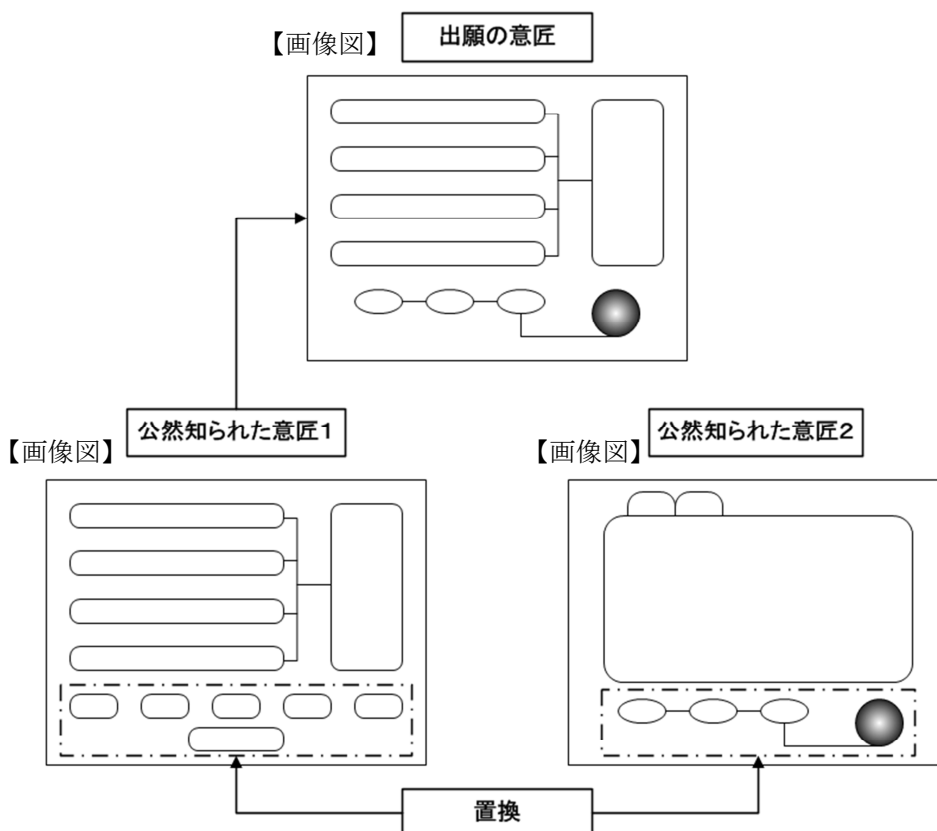
②変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるが、変化の前後を示す各画像は当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができたものでない場合

容易に創作することができる意匠と認められるものの例

①置換の意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、画像の一部を他の画像の一部に置き換えることは、当業者にとってありふれた手法である。

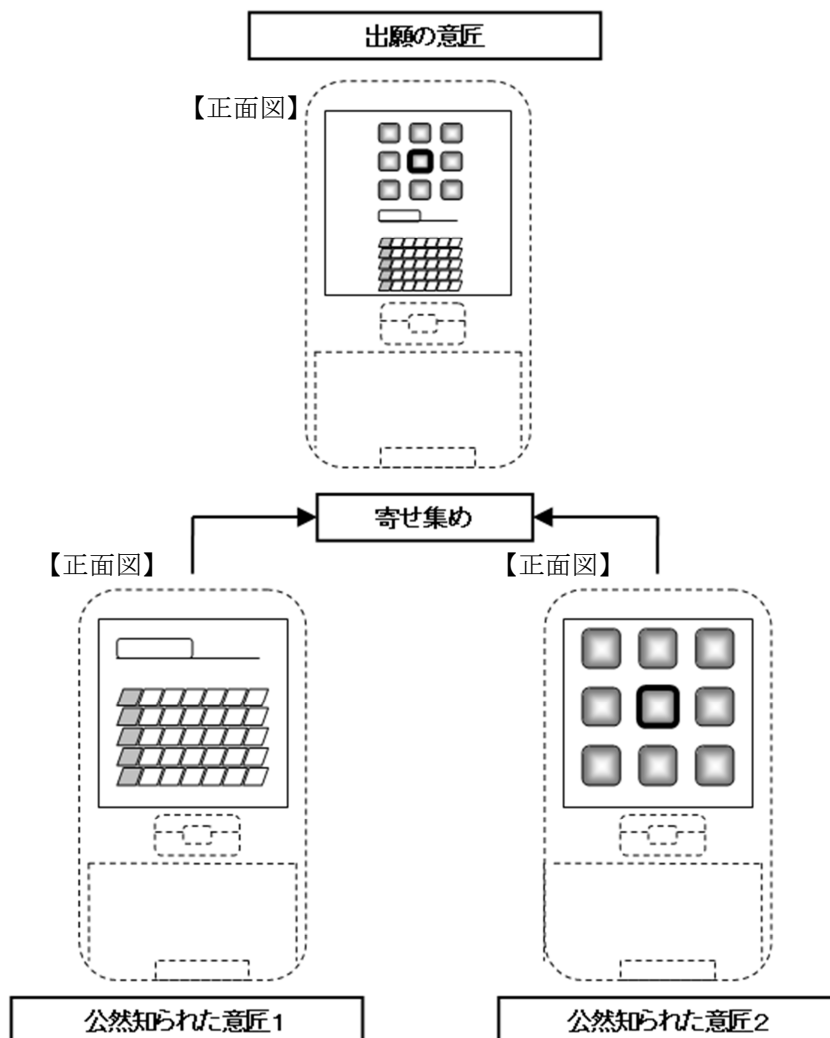


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

②寄せ集めの意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、複数の画像の一部を寄せ集めて一つの画像を構成することは、当業者にとってありふれた手法である。

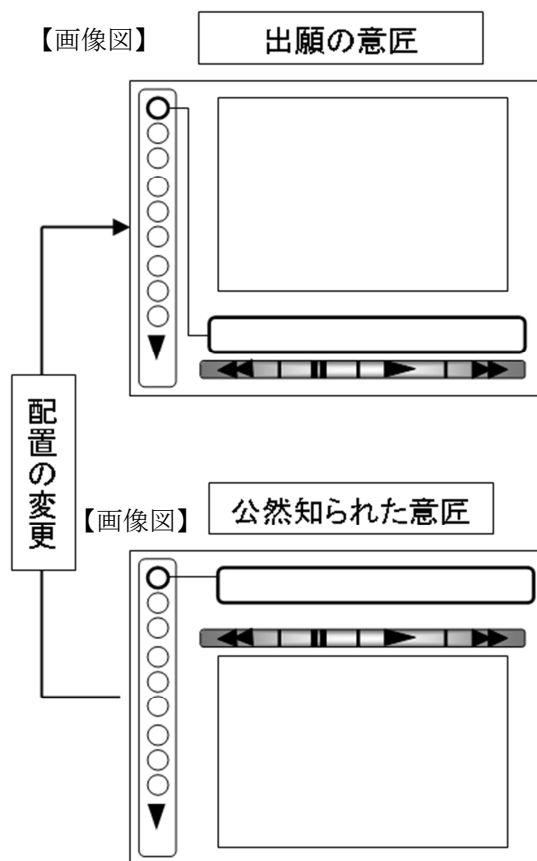


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

③配置の変更による意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、画像の一部の配置を変更することは、当業者にとってありふれた手法である。

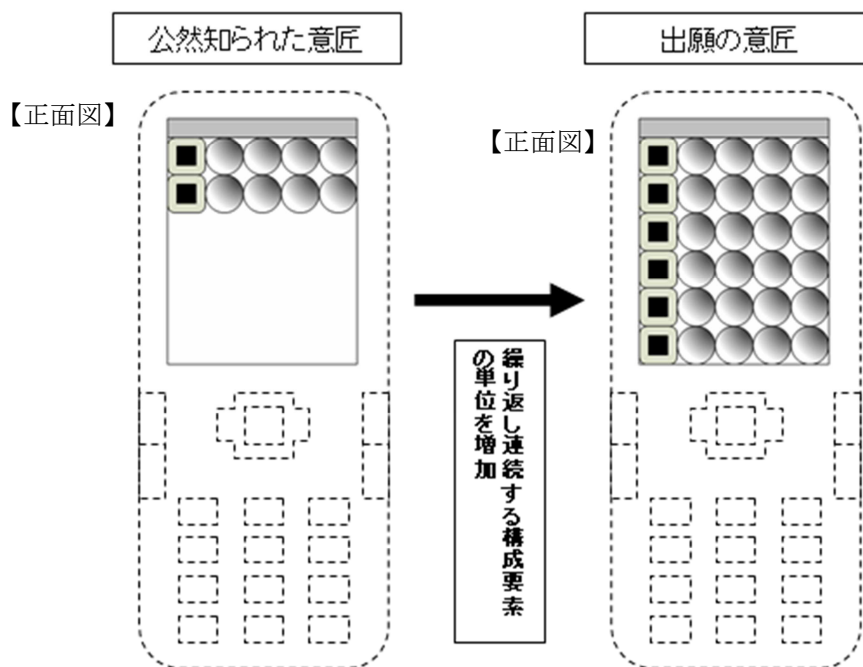


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

④構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、繰り返し連続する構成要素の単位を適宜増減させることは、当業者にとってありふれた手法である。

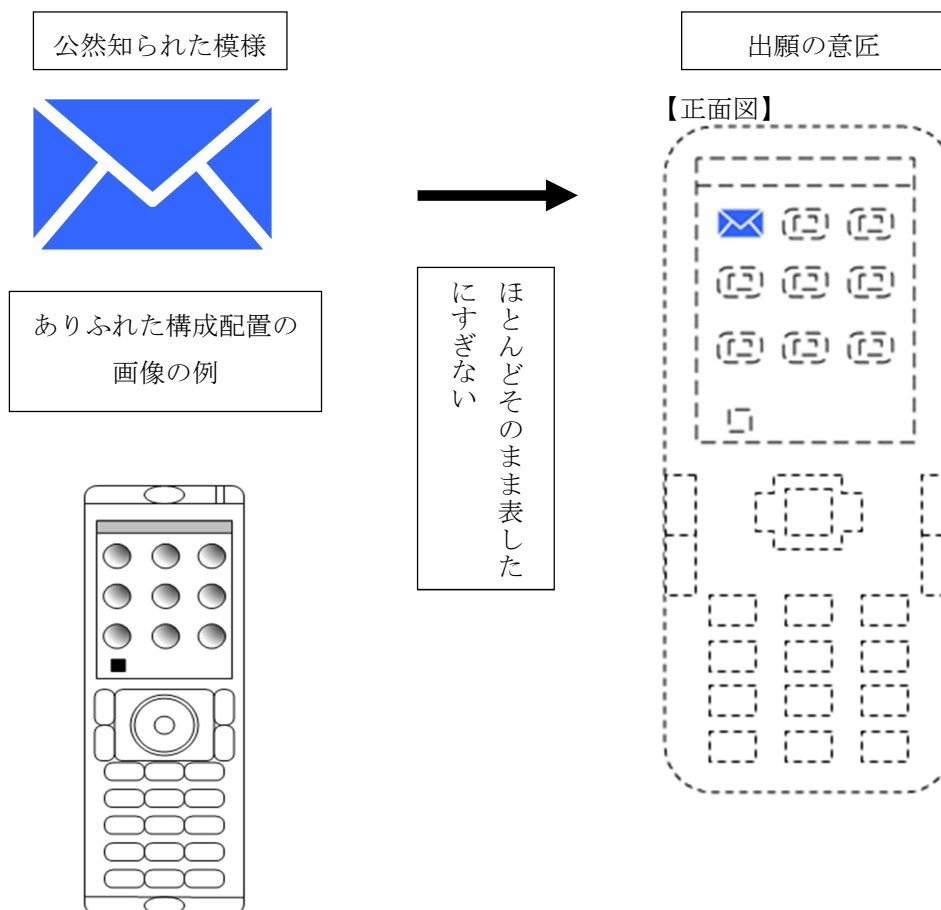


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

⑤公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

【事例 1】

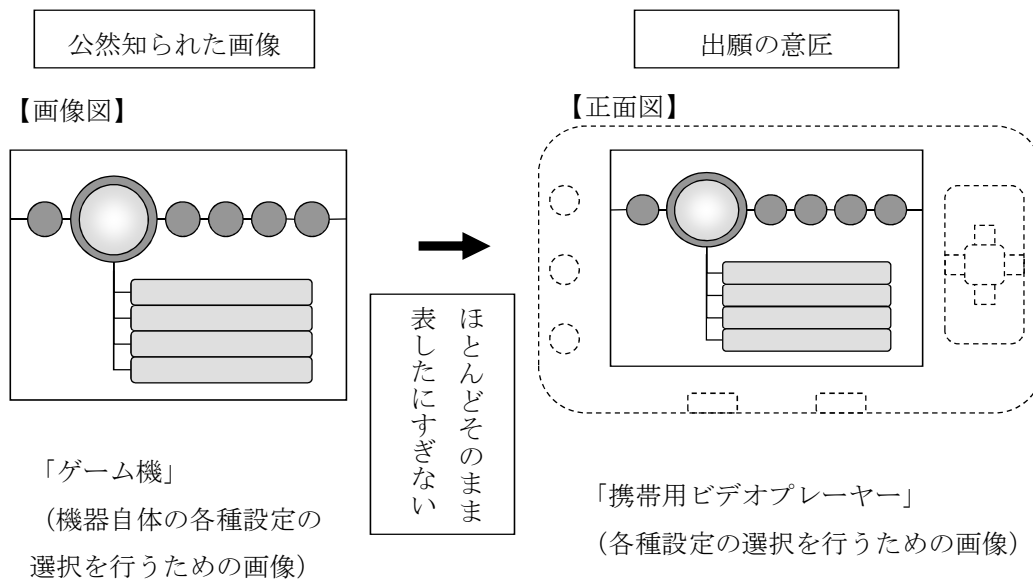
その意匠の属する分野において、画像の一部に公然知られた模様をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 2】

その意匠の属する分野において、出願の意匠に公然知られた画像をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。

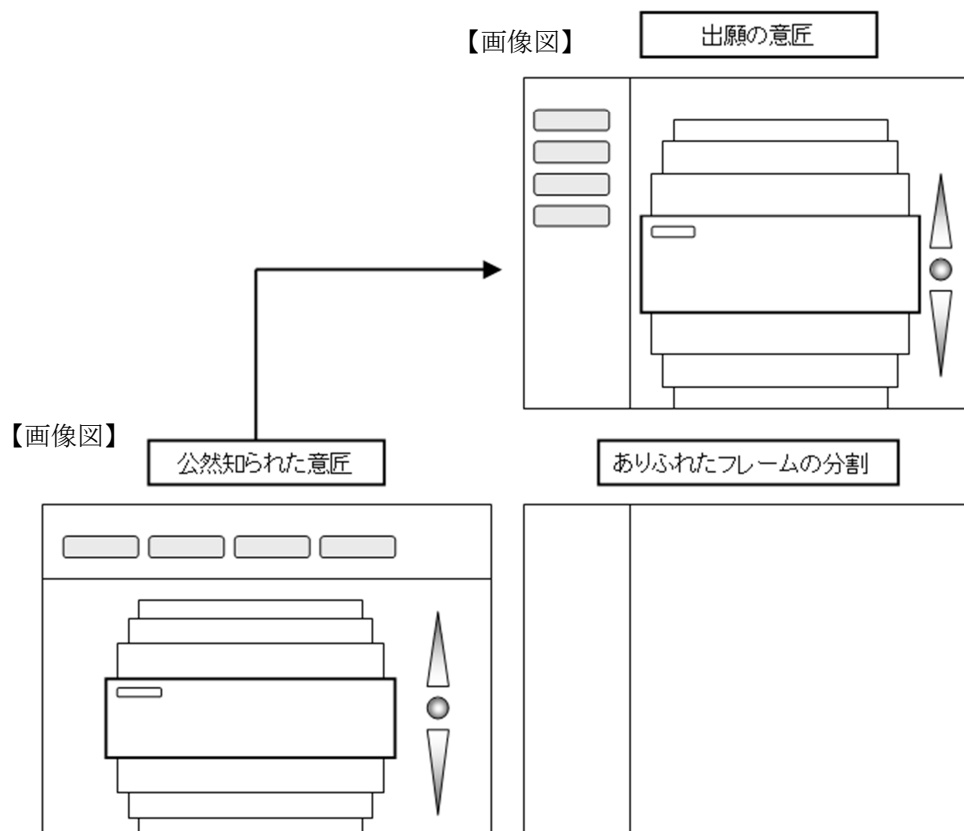


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

⑥フレームの分割態様を変更したにすぎない意匠

フレームの分割態様を、ありふれた分割手法に基づき変更したにすぎない意匠。

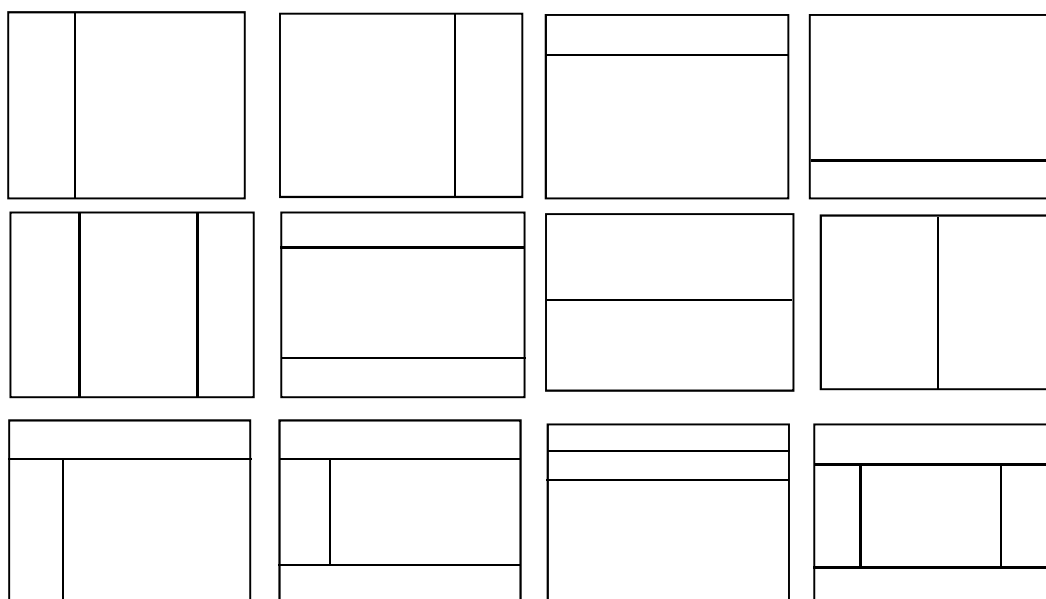
【事例】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】

ありふれたフレームの分割態様の例



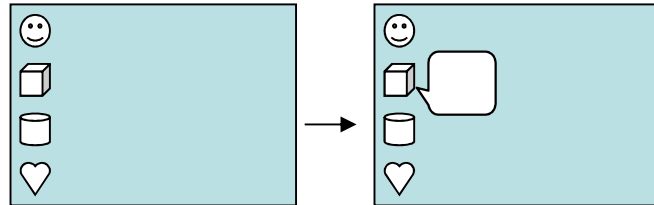
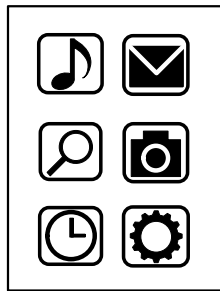
⑦公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づき、ありふれた手法による変化の態様を表したにすぎない意匠

公然知られた画像に基づき、その意匠の属する分野においてありふれた手法による変化の態様を表したにすぎない意匠。

【事例】

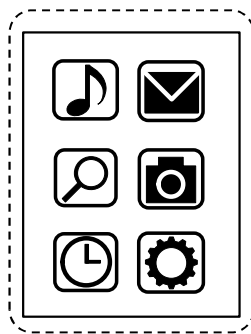
公然知られた画像

ありふれた手法による変化の態様

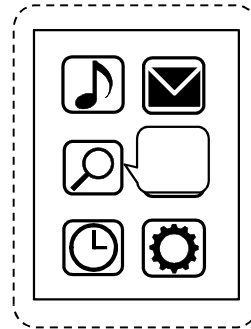


出願意匠

【正面図】



【変化した状態の正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

なお、変化前の画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであっても、変化の態様が当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合には、出願意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第 3 条第 2 項の規定には該当しない。

<後略>